


さいたま市飲食店等活性化 推進事業補助金

感染症対策において埼玉県の認証を受けている飲食店等を対象に、販売促進にかかる経費や感染症対策にかかる経費を補助します。

申請要件	<p>(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(※)及び個人事業主であって、市内に飲食店等を有すること。 ※飲食店等の小売業においては、資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時雇用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。</p> <p>(2) 事業実施時点で埼玉県実施の『彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)』の認証を受けている飲食店等。</p> <p>(3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条1項に基づく飲食店営業等の許可を受けていること。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。</p> <p>(6) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)でないこと。</p> <p>(7) 代表者又は役員のうち暴力団員(さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。</p>
補助金額	上限5万円(対象経費【税抜】の4分の3以内の額)
対象経費	<p>①販売促進のための経費</p> <p>例1 割引キャンペーンの経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定価600円の弁当を500円で販売 → 差額100円が補助対象 ・ 200円相当のデザートをサービスで提供 → 200円が補助対象 <p>例2 広告費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンペーン告知のためのチラシ作成費や広告掲載費 <p>②感染症対策のための経費</p> <p>例1 消毒用アルコール等の消耗品費</p> <p>例2 ビニールカーテン、パーテーション等の備品購入費</p> <p>※令和3年11月1日～令和4年2月4日に発生した経費に限る。</p>
申請方法等	<p>(1) 申請期間 令和3年11月15日(月)～令和4年2月15日(火)</p> <p>(2) 申請方法 郵送により申請書類を提出。<u>令和4年2月15日(火)の消印有効。</u></p> <p>(3) 宛 先 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所商業振興課 飲食店向け補助金担当</p> <p>※ 詳細は市ホームページをご確認ください。申請書類等はダウンロードできます。なお、申請書類一式は11月1日(月)より各区役所情報公開コーナーに設置する予定です。</p> <p style="text-align: right;">市ホームページはこちらから → </p>
その他	<p>令和3年11月15日(月)より、コールセンターを開設する予定です。 コールセンター電話番号 0570-000-786</p>

